

起業家の集まるまちPR業務 特記仕様書

1 業務の方針

本市では、民主導でコワーキングの整備や横のつながりづくりなど民主導の取組が活発に進む中、地方創生総合戦略に若い世代の雇用創出や地域活性化の観点から「起業創業の支援」を位置づけ、「起業家の集まるまち、守山市」をキーワードに地域や民間の積極的な民間の取組支援や地域内における起業支援機運の醸成に努めているところです。

本業務は、本市を軸に市内外で活躍する起業家らとの交流機会創出を通して、守山市と起業家、起業家と起業家間のネットワーク形成を促進し、市外県外で活動する起業家や起業家を志す者の本市への関係人口の増加と地域を挙げた持続可能な自立したスタートアップエコシステムを作ることを目的に実施するものです。

なお、新型コロナウイルス感染症への対策を考慮し、事前打ち合わせを含め、オンライン等ICT技術の積極的な活用を推奨することとします。

2 本業務の概要

- (1) 起業家の集まるコミュニティ形成に向けた実施事業計画の立案・企画
- (2) 市内外で活躍する起業家との取組事例や体験談の取材と動画制作
- (3) 守山市を軸とするコミュニティ形成の支援と交流イベントの企画・実施
- (4) WEB・SNS等を活用した情報発信
- (5) 実施結果の事後調査・分析・報告書まとめ

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 起業家の集まるコミュニティ形成に向けた実施事業計画の立案・企画

- ア 市内外で活躍する起業家、県外からIターン・Uターンをした起業家に対し、対談取材を設定、調整、取材、さらに地域内外に広く「起業家の集まるまち守山」が認知される情報発信企画および交流機会創出に向けた事業企画を立案・実施すること。
- イ 上記アの事業を業務期間中の進行スケジュールを整理し、実施企画内容とともに計画書にまとめ、発注者と協議し、発注者が認めたうえで実施すること。事業企画は、①起業家の取材と動画制作・発信（10人以上）②交流イベントの実施（年10回以上）③情報発信戦略を主として、全体像が見えるようスケジュールにまとめること。
- ウ 取材先の選定を含め、事業実施における各種調整・許可については、原則として

受注者が行うこととし、都度実施前には発注者協議の上行うものとする。

(2) 市内外で活躍する起業家との取組事例や体験談の取材と動画制作

- ア 取材のテーマとしては「滋賀県、琵琶湖にかかわる起業家」とし、事業計画にもとづき実施し、取材・撮影は原則として対面での実施とする。取材の記録、撮影、その他機材や施設調整については発注者により行うものとするが、事前調整についてはオンライン等を積極的に活用すること推奨し、また適宜必要に応じて発注者も参加する。
- イ 取材先の選定については、守山市のみならず、市外県外も対象とし、原則 10 人以上を対象として受注者により取材先のリストアップをし、案を発注者と事前協議後、発注者にて取材先へ依頼し、日程、撮影場所や内容等を調整することとする。
- ウ 取材の内容については起業家らの起業に至る経緯、成功経験および失敗談、また将来の自信のビジョンなどの市内起業家の参考になるテーマ選定のみならず、「起業家の集まるまち守山を作ること」について市とともに意見交換をする対談形式での取材とすること。なお、取材については、原則として発注者も同行することとする。
- エ 取材等に対し、市の説明や資料や情報提供、その他必要な協力があれば、事前に発注者に協議したうえで実施することとする。
- オ 取材内容は最終的に取材相手 1 人につき 20 分程度の動画を 2 本とし、最終的にはWEBやSNS等で配信することを想定し、視聴者が見やすいよう動画編集・配信を行うこと。動画内容の校正について、発注者はもちろん、取材先に対しても丁寧に行うこと。
- カ 都度の活動状況については、最終報告とは別に実施後遅滞なく、実施結果を発注者に報告すること。

(3) 守山市を軸とするコミュニティ形成の支援と交流イベントの創出

- ア 守山市内の起業家、令和 3 年度に市が実施した事業で取材した先、今年度本業務にて取材した先、その他本業務の趣旨を踏まえ選定する先を軸として、複数名の起業家が交流するイベントを月 1 回を基本に、業務期間内で 10 回以上、企画・実施すること。ゲスト講師、参加者の調整については原則として受注者にて行うこととする。
- イ 交流イベントの開催形式や実施方法は問わず、対面・オンラインの開催は内容により適宜調整を認める。
- ウ 交流イベントの募集・運営および実施状況の情報発信については、原則として受注者にて実施することとし、実施の内容・結果については、後述(4)の業務に

おける情報発信の対象とする。

- エ イベントのテーマは発注者と協議の上、都度決定することとする。イベントの内容は、本市を軸に様々な起業家の交流を産み出し、参加者が参考になる情報提供のみならず、ゲストスピーカーと参加者、参加者間との交流、起業家間のコミュニティ形成につながるよう、企画・検討すること。

(4) WEB・SNSを活用した情報発信

- ア 取材内容を記事や動画にまとめ、受注者により考える事業計画に基づき、WEB・SNSを活用して市内外に広く情報発信を行うこと。
- イ 発注者によるホームページ、ユーチューブ、SNS等の広報・情報発信について、発注者の行う活動を積極的に支援すること。(例：記者へのリリース資料の作成、市ホームページへの情報掲載など)

(5) 実施結果の事後調査・分析・報告書まとめ

- ア 業務完了後は遅滞なく発注者へ報告書を提出すること。なお、書式は任意書式でかまわないが、当初企画内容や途中協議内容等を踏まえた結果がわかる内容としてまとめること。
- イ 本業務で実施した(1)から(3)の内容の実施効果や実施の様子については受注者にて検証し結果についてもまとめること。

5 成果物

本業務の成果物として、以下を提出すること。

(1) 業務実績報告書 1部

- ※報告書書式は任意とし、事業実施状況を実施風景の写真を添えて報告書にまとめることとし、契約書と同一の契約者名・捺印を押捺すること。

6 その他

- 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。
- 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、今後、国や県等の要請により、仕様書の記載内容の実施が困難となる場合やイベント時期の延期または中止となる可能性がある。この際、遅滞なく発注者と協議し、仕様書の変更等について発注者が認めた場合につき、適宜対応するものとする。
- 撮影等で使用した写真、データの著作権については、発注者に帰属するものとする。
- その他は撮影等については以下のとおり。
 - ア 調査、取材、撮影において、警察との協議や許可申請、各施設への取材協力依頼や交渉が発生した場合、原則として受注者にて対応すること。ただし、業務を实

施するうえで、発注者により各種調整、取材等を対応した方が好ましいと判断される場合は、発注者と協議の上、受注者とともに対応することとする。

イ 発注者の所有する写真素材や観光パンフレット等の既存資料が必要な場合、受注者の求めにより提出するものとする。

ウ 撮影に際し、被写体の手配、特殊な機材や備品が必要な場合、原則として受注者にて行うこと。ただし、発注者と協議し、発注者が承諾した場合は発注者により手配することを妨げない。